

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－６－１ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 農中は、自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標であって、過度なレバレッジの積み上がりを抑制するための簡素かつ非リスクベースの指標であるレバレッジ比率について、「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年3月15日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「農中法レバレッジ比率告示」という。)に定める水準以上のTier1資本を保有することが<u>求められる。</u></p>	<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－６－１ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 農中は、自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標であって、過度なレバレッジの積み上がりを抑制するための簡素かつ非リスクベースの指標であるレバレッジ比率について、「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年3月15日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「農中法レバレッジ比率告示」という。)に定める水準以上のTier1資本を保有することが<u>求められる。</u></p> <p><u>農中法レバレッジ比率告示第2条ただし書の規定に基づき、日本銀行が、金融機関の日本銀行に対する預け金の額に大きな変動を生じせしめる金融政策を実施するような例外的なマクロ経済</u></p>

改正案	現行
	<u>環境下においては、日本銀行が行う金融政策との調和を図るため、レバレッジ比率の分母となる総エクスポージャーの額から日本銀行に対する預け金の額を除外しつつ、最低所要比率の見直しを行うこととし、当該比率については農林水産大臣及び金融庁長官が別に指定する。なお、見直し後の最低所要比率については、マクロ経済環境等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。</u>

附 則

この通知の改正は、令和6年4月1日から適用する。